

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年5月30日

【発行者名】 ブラックロック・グローバル・ファンズ
(BLACKROCK GLOBAL FUNDS)

【代表者の役職氏名】 取締役 ベンジャミン・グレグソン
(Benjamin Gregson)

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 2453、
ユージン・リュペール通り2 - 4番
(2-4, rue Eugène Ruppert, L-2453 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三宅章仁

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 三宅章仁

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号
大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03 (6775) 1000

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【提出理由】

ブラックロック・グローバル・ファンズ（BLACKROCK GLOBAL FUNDS）（以下「ファンド」といいます。）のサブ・ファンドであるアジアン・ドラゴン・ファンド（Asian Dragon Fund）およびUSガバメント・モーゲージ・インパクト・ファンド（US Government Mortgage Impact Fund）（以下、「サブ・ファンド」といいます。）の投資方針に関して、以下のとおり変更がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項および同条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものです。

2【報告内容】

(1) サブ・ファンドの投資方針が、以下のとおり変更されました。

(注) 変更箇所には下線を付しています。

第一部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

(1) 投資方針

<変更前>

(前略)

サブ・ファンドの投資対象

(中略)

() USガバメント・モーゲージ・インパクト・ファンド

(中略)

「インパクト」投資とは、財務リターンと平行して、有益かつ測定可能な社会的影響および/または環境的影響を生み出すことを目指す投資をいう。サブ・ファンドの投資判断は、投資顧問会社が魅力的なインカム収益を生む可能性があり、さらに社会および/または環境に有益な影響を与えると考える上記の固定利付証券を見極め、選択するための機関およびプログラム固有の調査に基づく。当該チームは、既存の住宅プログラムおよびイニシアチブを評価し、社会および/または環境への影響のレベルを判断し、プログラムまたはイニシアチブが住宅所有機会の増加、借主に対する救済、手頃な住宅供給の増加、および/または手頃な住宅クレジットの提供に対する障壁の低減をどのように支援しているかを明らかにする。投資顧問会社は、かかる分析を行うため、外部のESG提供者、独自のモデルおよび各地の情報機関から提供されたデータを使用し、現場視察を行うことができる。サブ・ファンドが投資する有価証券の発行体の90%超がESG評価を取得しているか、またはESG目的で分析されている。サブ・ファンドは、ブラックロックEMEAベースライン・スクリーンを適用する。

サブ・ファンドは、投資格付の有無にかかわらず、ABSおよびMBSにその総資産の100%まで投資することができる。ABSおよびMBSは主に米国において発行され、証券化された資産は少なくとも1つの大手信用格付機関により投資適格と格付され、機関ABSおよびMBSはアメリカ合衆国政府と同じ信用格付を有する。これらには、アセット・バック・コマーシャル・ペーパー、債務担保証券、不動産抵当証書担保債券、商業モーゲージ・バック証券、クレジットリンク債、不動産担保ローン投資、住宅モーゲージ・バック証券および統合債務担保証券が含まれる。ABSおよびMBSの裏付となる資産は、ABSの場合にはクレジットカード債権、自動車ローンおよび学生ローンのような、またMBSの場合には規定・認可金融機関から発行される商業モーゲージおよび住宅ローンのような、ローン、リースまたは債権が含まれる。サブ・ファンドが投資するABSおよびMBSは、投資者へのリターン増加のためレバレッジを活用することができる。一部のABSは、直接有価証券に投資することなく、クレジット・デフォルト・スワップのようなデリバティブまたは様々な発行体の有価証券の実績エクスポージャーを獲得するようなデリバティブのバスケットの利用により構築される。

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの投資目的および効率的なポートフォリオ運用のため、デリバティブを用いることがある。

サブ・ファンドによるESGコミットメントの詳細は、後記「SFDR」の項を参照のこと。

(中略)

投資スチュワードシップ

ブラックロック・グループは、サブ・ファンドの該当する資産クラスについて、資産の長期的な価値を保護し、また拡大することを目的として、投資スチュワードシップの約束と議決権行使を行っている。ブラックロック・グループの経験上、リスク管理の監督、取締役会の説明責任および規制の遵守を含む健全なガバナンス慣行によって、持続可能な財務業績および価値創造が強化される。ブラックロック・グループは、最優先事項として、取締役会の構成、有効性および説明責任に重点を置いている。ブラックロック・グループの経験上、高い水準のコーポレート・ガバナンスは、取締役会のリーダーシップと監督の基礎となる。ブラックロック・グループは、取締役会が、その有効性およびパフォーマンス、ならびに取締役の責任およびコミットメント、交代および承継の計画、危機管理ならびにダイバーシティに関する取締役会の姿勢を評価する方法に関する理解を深めることを約束する。

ブラックロック・グループは、その事業の2つの重要な特徴に基づき、投資スチュワードシップ業務において、長期的な視点を持っている。すなわち、ブラックロック・グループの投資主の大半が長期的な目標のために貯蓄しており、長期的な投資主であると想定されること、また、ブラックロック・グループは、多様な投資ホライズンの戦略を提供しており、投資先企業と長期的な関係を築いていることである。

持続可能な投資および投資スチュワードシップに対するブラックロック・グループのアプローチの詳細については、ウェブサイト (www.blackrock.com/corporate/sustainability および <https://www.blackrock.com/corporate/about-us/investment-stewardship#our-responsibility>) を参照されたい。

S F D R

(中略)

ブラックロック E M E A ベースライン・スクリーン・ポリシー

(中略)

投資顧問会社は、データが改善され、このテーマに関する研究がより多く利用可能になるにつれて、ブラックロック E M E A ベースライン・スクリーン・ポリシーが徐々に進化していくと考えている。完全なリストは、投資顧問会社の裁量により随時修正され、(それにより本項の記載が変更される場合を除いて) 投資主に通知されることなく実施されることがある。

金融市場庁 (Autorité des marchés financiers) (A M F)

(後略)

< 変更後 >

(前略)

サブ・ファンドの投資対象

(中略)

() U S ガバメント・モーゲージ・インパクト・ファンド

(中略)

「インパクト」投資とは、財務リターンと平行して、有益かつ測定可能な社会的影響および/または環境的影響を生み出すことを目指す投資をいう。サブ・ファンドの投資判断は、投資顧問会社が魅力的なインカム収益を生む可能性があり、さらに社会および/または環境に有益な影響を与えると考える上記の固定利付証券を見極め、選択するための機関およびプログラム固有の調査に基づく。当該チームは、既存の住宅プログラムおよびイニシアチブを評価し、社会および/または環境への影響のレベルを判断し、プログラムまたはイニシアチブが住宅所有機会の増加、借主に対する救済、手頃な住宅供給の増加、および/または手頃な住宅クレジットの提供に対する障壁の低減をどのように支援しているかを明らかにする。投資顧問会社は、かかる分析を行うため、外部の E S G 提供者、独自のモデルおよび各地の情報機関から提供されたデータを使用し、現場視察を行うことができる。

サブ・ファンドは、投資格付の有無にかかわらず、A B S および M B S にその総資産の100%まで投資することができる。A B S および M B S は主に米国において発行され、証券化された資産は少なくとも1つの大手信用格付機関により投資適格と格付され、機関 A B S および M B S はアメリカ合衆国政府と同じ信用格付を有する。これらには、アセット・バック・コマーシャル・ペーパー、債務担保証券、不動産抵当証書担保債券、商業モーゲージ・バック証券、クレジットリンク債、不動産担保ローン投資、住宅モーゲージ・バック証券および統合債務担保証券が含まれる。A B S および M B S の裏付となる資産は、A B S の場合にはクレジットカード債権、自動車ローンおよび学生ローンのような、また M B S の場合には規定・認可金融機関から発行される商業モーゲージおよび住宅ローンのような、ローン、リースまたは債権が含まれる。サブ・ファンドが投資する A B S および M B S は、投資者へのリターン増加のためレバレッジを活用することができる。一部の A B S は、直接有価証券に投資することなく、クレジット・デフォルト・スワップのようなデリバティブまたは様々な発行体の有価証券の実績エクスポー

ジャーを獲得するようなデリバティブのバスケットの利用により構築される。サブ・ファンドの総資産は、後記「2 投資方針 (1) 投資方針」に詳述されるESG方針に基づいて投資される。

サブ・ファンドは、サブ・ファンドの投資目的および効率的なポートフォリオ運用のため、デリバティブを用いることがある。

ESG方針

サブ・ファンドは、ブラックロックEMEAベースライン・スクリーンおよびEUパリ協定適合ベンチマーク除外を適用する。

サブ・ファンドが投資する有価証券の発行体の90%超がESG評価を取得しているか、またはESG目的で分析されている。

サブ・ファンドによるESGコミットメントの詳細は、後記「SFDR」の項を参照のこと。

(中略)

投資スチュワードシップ

ブラックロック・グループは、投資家が投資している投資戦略に一致した投資スチュワードシップ活動を通じて、投資家の財務的利益の向上を目指している。そのために、公開企業との対話、サブ・ファンドのための議決権行使、スチュワードシップに関する業界対話への貢献、およびスチュワードシップ活動に関する報告を行っている。

ブラックロック・グループのスチュワードシップ・アプローチは、以下の主要な要素で構成されており、以下に詳述される。

- ・グローバル原則
- ・エンゲージメント
- ・議決権行使

グローバル原則

スチュワードシップ・プログラムの主な焦点は、健全なコーポレート・ガバナンス慣行および財務的回復力の促進である。コーポレート・ガバナンスの基準および規範は、市場によって異なる場合もあるが、ブラックロック・グループの経験上、企業の株主に対する長期的な財務的価値創造能力に寄与する、グローバルに適用可能なコーポレート・ガバナンスの基本原則が存在する。これらのグローバル原則における重点分野には、取締役会および取締役(その有効性および構成を含む。)、株主提案(特に、財務的価値への影響)、ならびにサステナビリティに関連する重要なリスクおよび機会が含まれる。グローバル原則の詳細は、

<https://www.blackrock.com/corporate/literature/fact-sheet/blk-responsible-investment-engprinciples-global.pdf>において入手可能である。

エンゲージメント

エンゲージメントは、企業のビジネスモデルならびに重大なリスクおよび機会をより深く理解する機会を提供するため、ブラックロック・グループのスチュワードシップ活動の中核をなす。重大なリスクおよび機会を評価する際、ブラックロック・グループは、企業のビジネスモデルおよび/または事業環境に特有で、長期的な財務パフォーマンスに影響を及ぼす可能性のある要因に焦点を当てている。

エンゲージメントは、特に企業の開示が十分に明確ではないもしくは完全でない場合、または経営陣のアプローチが投資家の財務的利益と一致していないように見える場合、ブラックロック・グループの議決権行使の意思決定に影響を与えることもある。

ブラックロック・グループのエンゲージメントの優先事項は、企業と最も頻繁にエンゲージメントを行うテーマを反映している。これらのテーマには関連性があり、ビジネスにおける重大なリスクまたは機会の源泉となっている。これらのテーマは、以下に重点を置いている。

- ・取締役会の品質および有効性：取締役会のパフォーマンスを評価する。これは、企業の長期的な財務的成功および株主の経済的利益の保護に不可欠である。
- ・戦略、目的および財務的回復力：取締役会および経営陣が企業の目的に沿った事業上の意思決定を行い、必要に応じて戦略を調整する方法を理解する。
- ・財務的価値創造に沿ったインセンティブ：報酬方針および結果ならびに株主の財務的利益との関連性に関する企業の開示情報を評価する。

・気候および自然資本：企業が、ビジネスモデルやセクターの観点から、気候に関連する重大なリスクおよび機会に対するアプローチおよび監督、ならびに自然に関連する重大なリスクおよび機会をどのように管理しているかを理解する。

・企業が人々に与える影響：企業が人的資本管理にどのようなアプローチを取っているか、および企業にとって重大な人権問題をどのように管理しているかを理解する。

ブラックロック・グループのエンゲージメントの優先事項に関する詳細は、

<https://www.blackrock.com/corporate/literature/publication/blk-stewardship-priorities-final.pdf>において入手可能である。

議決権行使

ブラックロック・グループは、企業が投資家の長期的な財務的利益にどのように貢献しているかについて、支持または懸念を表明するために議決権を行使する。ブラックロック・グループの地域別議決権行使ガイドラインでは、一般的な議決権行使に関する事項についての方針が定められている。ブラックロック・グループは、企業が事業を展開している文脈を考慮しているため、これらのガイドラインは規範的なものではない。

ブラックロック・グループの地域別議決権行使ガイドラインに関する詳細は、

<https://www.blackrock.com/corporate/literature/fact-sheet/blk-responsible-investment-guidelines-emea.pdf>において入手可能である。

報告

ブラックロック・グループは、スチュワードシップ活動に関する定期的な報告を行っており、その報告書は、スチュワードシップ方針および活動に関する包括的な資料ライブラリの一部として、

<https://www.blackrock.com/corporate/insights/investment-stewardship>にてアクセス可能である。

S F D R

(中略)

ブラックロック E M E A ベースライン・スクリーン・ポリシー

(中略)

投資顧問会社は、データが改善され、このテーマに関する研究がより多く利用可能になるにつれて、ブラックロック E M E A ベースライン・スクリーン・ポリシーが徐々に進化していくと考えている。完全なリストは、投資顧問会社の裁量により随時修正され、(それにより本項の記載が変更される場合を除いて)投資主に通知されることなく実施されることがある。

E U パリ協定適合ベンチマーク除外

名称に環境、インパクトまたはサステナビリティ関連の用語(「E S G」を含む。)を使用しているサブ・ファンドは、「E U 気候変動ベンチマーク除外」(略)に記載されている場合を除き、E U パリ協定適合ベンチマーク除外を適用する。U S ガバメント・モーゲージ・インパクト・ファンドは、E U パリ協定適合ベンチマーク除外を適用する予定である。

これらの除外は、非人道的兵器に関連する活動に関与している企業、タバコの栽培および生産に関与している企業、国連グローバル・コンパクト(U N G C)の原則もしくは経済協力開発機構(O E C D)多国籍企業行動指針に違反している企業、または一定の割合を超える収益を発電(一定の温室効果ガス排出量閾値を超える温室効果ガス排出を伴うもの)、石炭、石油もしくはガスから得ている企業に対する投資を禁止している。

環境、インパクトまたはサステナビリティ関連の用語を使用しているサブ・ファンドは、債券発行書類で入手可能な情報に基づき、企業が発行するグリーン・ソーシャル・サステナビリティ(G S S)債券に投資することができる。これは、再生可能エネルギーまたはエネルギー効率への投資など、環境および/または社会への積極的な貢献を促進し、サステナビリティに与える悪影響を軽減するプロジェクトのために資金を調達することを目的としている。G S S 債券への投資は、発行体レベルではE U パリ協定適合ベンチマーク除外の対象となるのではなく、以下の対象となる。

・発行体レベルにおける U N G C 違反および O E C D 違反に関する E U パリ協定に沿ったベンチマーク除外

・ G S S 債券によって資金提供される経済活動のレベルにおける、上記で説明したその他の E U パリ協定に沿ったベンチマーク除外

金融市場庁(Autorité des marchés financiers)(AMF)
(後略)

(2) 当該変更の年月日
2025年5月6日